

▼（左図：ポータルサイトトップページ、右図：データベーストップページ）



- ・2022年度に内閣府が実施した「障害を理由とする差別の解消に向けた事例の収集・分析に係る調査研究」では、同調査研究における有識者等による検討会での議論の下、今般の法改正で合理的配慮の提供が義務化される事業者を主な対象としつつ、国民一般の理解にも資するよう、「改正障害者差別解消法」の周知のためのリーフレットを作成し、内閣府ホームページで提供。

【内閣府ホームページ：[https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai\\_leaflet-r05.html](https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_leaflet-r05.html)】

▼「改正障害者差別解消法」リーフレット（左図：表紙、右図：見開き内部）



資料：内閣府

### （3）障害者差別解消支援地域協議会の設置の促進

地域協議会は、都道府県及び指定都市においては全て設置されているが、一般市の設置率は約7割、町村の設置率は約5割であり、設置した市町村においても開催実績が少ないところもある。このため、「基本方針」においては、内閣府において、地方公共団体の担当者向けの研修の実施を通じ、地域における好事例が他の地域において共有されるための支援を行うなど、体制整備を促進することとしている。こうした状況を踏まえ、各都道府県等で地域協議会の設置や活性化に向けた的確な助言等ができる人材育成等を図ることを目的とした「障害者差別解消支援地域協議会体制整備・強化ブロック研修会」を、2022年度は6ブロック（北海道・東北、関東信越、東海北陸、近畿、中国四国、九州・沖縄）で開催した。

■ 図表 1-8 地方公共団体における障害者差別解消支援地域協議会の設置状況

選択肢	計											
			都道府県		指定都市		中核市等		一般市		町村	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
設置済み	1,074	60%	47	100%	20	100%	76	85%	495	70%	436	47%
設置予定	66	4%	—	—	—	—	1	1%	25	4%	40	4%
設置しない	61	3%	—	—	—	—	1	1%	26	4%	34	4%
未定（設置するかしないか決まっていない）	587	33%	—	—	—	—	11	12%	160	23%	416	45%
計	1,788	100%	47	100%	20	100%	89	100%	706	100%	926	100%

資料：内閣府

注1：各数値は、2022年4月1日時点の値を示している。

注2：「中核市等」とは、中核市、特別区及び県庁所在地（指定都市を除く。）を示している。

注3：「一般市」とは、指定都市及び中核市等のいずれにも該当しない市を示している。

注4：割合の値は、小数点以下を四捨五入している。

注5：地域協議会を正式に設置していない場合でも、地域協議会の事務に相当する事務を行う組織、会議体、ネットワーク等の枠組みが別途存在しており、かつ、過去に当該枠組みで地域協議会の事務に相当する事務を行った実績がある場合は、「設置済み」と整理している。

注6：複数の地方公共団体が共同で地域協議会を設置している場合は「設置済み」と整理している。

# TOPICS(トピックス) (2)

## 障害者差別解消に関する事例データベース等の取組

国等は、事業者などに対して障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るために必要な啓発活動を行っている。

2021年6月に、事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けることなどを内容とする改正障害者差別解消法が公布された。その施行期日は、2024年4月1日とされている。この施行に向けて、内閣府は、企業や店舗などの事業者や国・都道府県・市町村などの行政機関等が障害のある人に対して行うこととされる「合理的配慮の提供」や「不当な差別的取扱いの禁止」など、「障害者差別解消法」により定められている事項について一層の広報啓発を推進することを目的として、「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」（以下本章では「ポータルサイト」という。）を2022年3月に公開した。2023年には、「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」、「環境の整備」の具体例を、障害の種別などに応じて検索できる「障害者差別解消に関する事例データベース」（以下本章では「データベース」という。）をポータルサイト内に公開した。

また、「障害者差別解消法」が改正されることの周知などを目的としたリーフレットを作成し、内閣府のホームページで公開するなど施行に向けた取組を進めている。

### ○ポータルサイトの主な内容

- ① 「共生社会の実現」とは
- ② 「障害者差別解消法」とは
- ③ 「不当な差別的取扱い」とは
- ④ 「合理的配慮の提供」とは
  - ・ 障害種別ごとの概要説明や事例紹介、事例動画
- ⑤ 「環境の整備」とは
  - ・ 障害種別ごとの概要説明と事例紹介
- ⑥ 事業者の障害者差別解消に関する取組事例
- ⑦ 障害者の差別解消に関する事例データベース

※詳細は、下記の各種方法によりご参照ください  
[\(https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/\)](https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/)

障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト

検索



トップページ



障害種別ごとの概要説明

## ○障害者の差別解消に関する事例データベース

ポータルサイトでは、「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」、「環境の整備」について国民の理解を深めるとともに、実際の対応時の一助となるよう、行政機関や事業者等の相談窓口寄せられた具体例をデータベースとして公開している。このデータベースでは、利用者の要望に応じた事例を提供できるよう、キーワード検索のほか、障害の種別や事例が生じた場面ごとの検索ができる。加えて、検索によって抽出された各事例の内容・経緯・背景や事例を解決するための対応などについても確認できるシステムとなっている。

(データベースで確認できる各事例の主な項目)

「障害の種別」、「障害者の性別」、「障害者の年代」、「事例が生じた場面」、「事例の内容・経緯・背景」、「事例を解決するための対応」など



データベースの検索画面



検索結果（事例の詳細表示）

## ○理解促進のためのチラシの配布等

障害者の差別解消に向けた理解促進のためのチラシを作成し、障害者差別解消法改正法の施行により合理的配慮の提供が義務化される事業者などを中心としつつ、全ての人を対象にインターネットを介して配布している。

また、ポータルサイトや合理的配慮の広報啓発のために、ウェブ画面の広告枠に画像等を掲載するバナー広告を実施した。



バナー広告

資料：内閣府